

# チャットボットによる 税務相談が始まります。

所得税の確定申告のご相談は、

令和3年1月12日から



税に関する疑問は、

AIチャットボットの  
ふたばに

ご相談ください。

税務職員ふたば

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

## AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

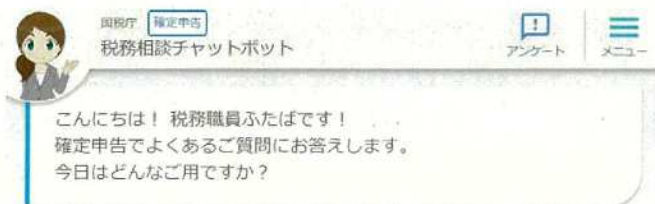
チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



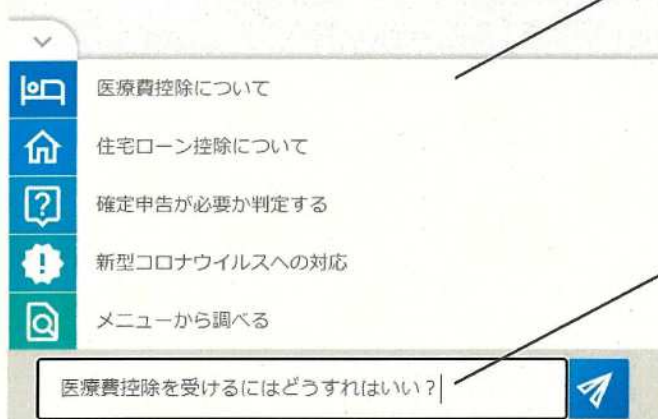
国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用  
はこちらから！



## 質問のしかたは 2 通り

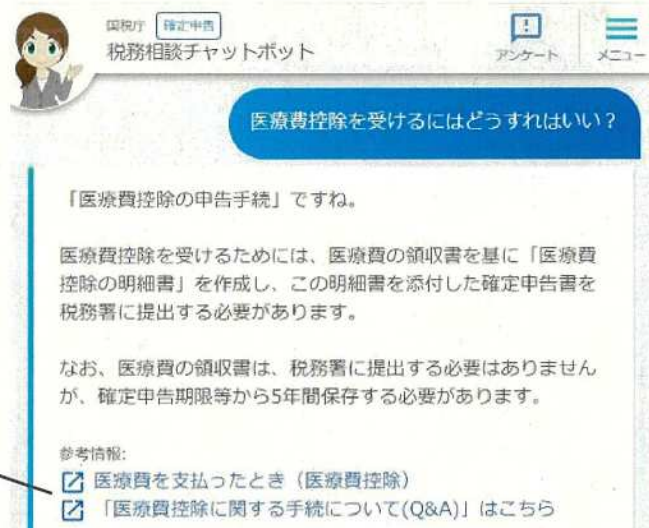
### 1 メニューから選択する



### 2 文字で入力する

質問をすると…  
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、  
参考情報のリンク  をクリック



- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月12日から所得税の確定申告に関するご相談に対応しています。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

# チャットボットの設置場所及び導線

所得税の確定申告の相談開始：令和3年1月12日（火）から

※画面イメージは実際と異なる場合があります。

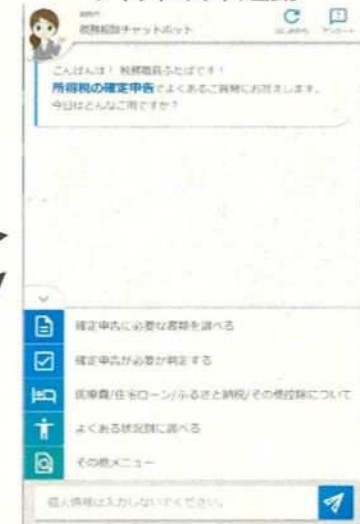
(国税庁HP) トップ



「チャットボットに質問する」ページ



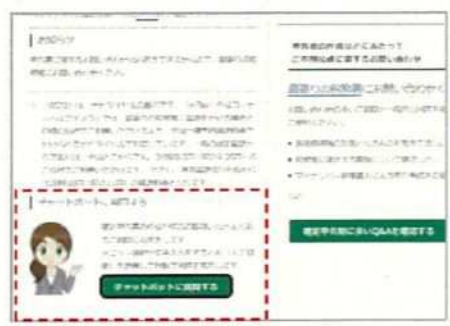
チャットボット起動



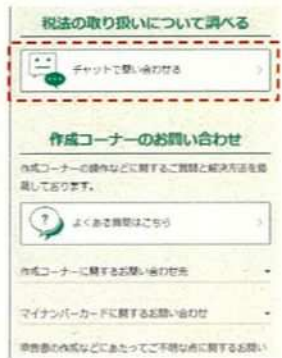
確定申告特集 (本番) トップ



確定申告書等作成コーナー (お問い合わせ)



スマホ版



タックスアンサーなどのページにフローティングバナーを設置



# 令和2年分の確定申告をされた方へ

## 納付する税金のある方

	<b>納期限</b>		<b>振替日</b> (振替納税をご利用の方)	
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年 <b>3月15日(月)</b>	令和3年 <b>4月19日(月)</b>		
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	令和3年 <b>3月31日(水)</b>	令和3年 <b>4月23日(金)</b>		

振替納税をご利用の方へ 事前に預貯金口座の残高をご確認ください。  
残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

振替納税をご利用でない方へ 申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、裏面記載の納付方法等により納期限までに納付してください。

納付は ご自宅・オフィスにいなから納付できます！  
キャッシュレスをご利用ください！

振替納税 初めの方は、納期限までに振替依頼書のご提出を！

ダイレクト納付 e-Taxをご利用の方は是非！  
ダイレクト納付利用届出書のご提出を！

クレジットカード納付 詳細は、裏面をご覧ください！

インターネットバンキング

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、  
e-Taxで提出できます！ **NEW!** 令和3年1月から

パソコンやスマホからe-TaxソフトWEB版・SP版にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能となりました。 ※利用可能な金融機関については、国税庁HP(裏面参照)をご確認ください。

## 還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから **1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について  
振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「\*\*\*」で表示しています)」をご確認ください。

# 便利な納付方法をご利用ください!

オススメ!  
所得税・消費税の  
申告書を毎年提出の方

## 振替納税(口座振替による納付)

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署又は金融機関へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1~)です。

オススメ!  
インターネットを  
ご利用の方

## クレジットカード納付

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

オススメ!  
e-Taxを  
ご利用の方

## ダイレクト納付

e-Taxにより、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署へ e-Tax の利用開始手続きを行った上、「ダイレクト納付利用届出書」をご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1~)です。

- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1か月程度(e-Tax 提出の場合は1週間程度)がかかりますので、早めの提出をお願いします。

## インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

## コンビニ納付(QRコード)

パソコンやスマホから納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付することができます。

- ◎ 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して端末に読み取らせることも可能です。

## コンビニ各社の端末操作方法

### 【ローソン等の端末の操作】



### 【ファミリーマートの端末の操作】



操作画面に従い、端末に納付用QRコードを読み取らせてください。

※ QRコードは両テンソウウェブの登録商標です。

## 金融機関の窓口での納付

金融機関で、現金にお持ちの納付書を添えて納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



国税の納付は、  
簡単・便利な

# ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

## 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続が行えます!
- ▶ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!**

## 便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!  
(P4 「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

### 地方税より 納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。  
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。  
※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

## ダイレクト納付を利用するには

### ➔ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



### ➔ e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。  
※ 既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



### ➔ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1









令和3年1月から  
Webで完結

# 振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは  
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。  
お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、  
金融機関届出印を押印

金融機関又は税務署に  
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に  
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

## 利用可能税目

### ◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

### ◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは  
こちら

## ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。  
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

# 申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
  - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
  - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

## 申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	(全角カナ)
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	(全角)
申請内容	<input type="text"/>	口座振替
税目	<input type="text"/>	申告所得税及復興特別所得税
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input type="checkbox"/> 1 期分、 <input type="checkbox"/> 2 期分 <input type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県 <input type="text"/>	選択してください
	税務署 <input type="text"/>	選択してください
	所属の税務署は「こちら」からご確認ください。	
電話番号（必須）	<input type="text"/>	(半角数字)
住所（必須）	郵便番号 <input type="text"/>	(半角数字)
	住所 <input type="text"/>	(全角)
申告納税地 (上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。)	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力されます。	(全角)
口座名義（カナ）（必須） (納税者ご自身の名義に限りです。)	<input type="text"/>	(全角カナ)
口座名義（必須） (納税者ご自身の名義に限りです。)	<input type="text"/>	(全角)
利用開始年月日（必須） (すでに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。)	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	(半角数字)

▶ ページの先頭へ

次へ

### ② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認の上、入力してください。



### ③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。

### ④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

### ⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

## ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



## e-Tax 利用時間

- 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax  検索

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

- 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）
    - ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
    - ・ 納税について誠実な意思を有する。
    - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
    - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。  
 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

- 現行の猶予が認められると…
    - ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
    - ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9% → 軽減後 年 1.6% ※）。
- ※ 令和2年中における延滞税の利率 申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

### 特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
    - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
    - ② 一時に納税することが困難であること。
- (注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。



納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- ▶ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30 ~ 17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 0 1 2 0 - 5 2 7 - 3 6 3

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

電話番号はこちら



## 猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- ▶ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- ▶ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

## 税務署において所定の審査を迅速に行います

### 猶予が認められると...

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)



整理番号

# 納税の猶予申請書



税務署長殿

国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

## 1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号	携帯電話	申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名称	印		通信日付印			
	法人番号			申請書番号			
				処理年月日			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	新型コロナウイルス等の影響 <input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少	
				円	円		
	合計		①	②			
猶予期間	納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日 まで 月間						

## 2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

### (1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上						$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入						支出平均額 $\frac{⑨ + ⑩ + ⑪}{\div \text{記入月数}}$ ⑫ 円
	販売費/一般管理費						
	借入金返済						
	生活費(※)						
小計	⑨	⑩	⑪				

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円  
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき国税	円	-	(⑮) 納付可能金額	円	=	猶予額	円
---------------	---	---	------------	---	---	-----	---

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)**

- この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。  
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請していただいた内容は税務署で審査します。  
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 今後(2か月程度)に、地方税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

**ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。**

## 阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

### ○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



#### ◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



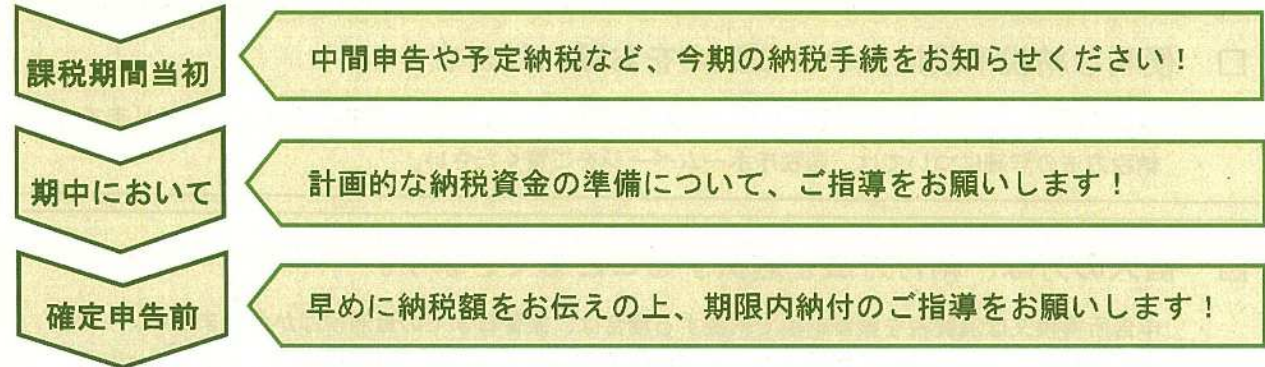
※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。



税理士の皆様へ

## 期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



### 課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
  - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

### 期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
  - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
  - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



## 確定申告（納期限）前の納付指導

### □ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

### □ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### □ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

## 期限内納付が困難な場合の納付指導

### □ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

### □ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



## 『三密回避』のためにも

確定申告は、ご自宅から **スマホ・パソコン** で作成・送信！

～ ID・パスワード方式のご紹介 ～

【ステップ①】税務署でIDとパスワードを取得 【ステップ②】いつでもどこでもスマホ・パソコンで申告



(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。



お早めにマイナンバーカードを取得いただき、  
マイナンバーカードを利用したe-Taxでの申告をお願いします。  
詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。  
※マイナンバーカードは、郵便・スマホ・パソコンなどから申請でき、  
無料で取得できます。



～ 申告書作成会場へ来られる方へ ～

- ◎ **申告書作成会場**は、昨年に引き続き**天王寺税務署**です!
- ◎ **会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要**です!

- ※ 入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ※ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ※ 天王寺税務署の駐車場は狭いので、お車でのご来署はご遠慮ください。

### ◆ 開設期間 ◆

令和3年2月16日(火)～  
令和3年3月15日(月)

(土・日・祝日は開設していません。)

### ◆ 相談受付時間 ◆

9時15分～16時

《申告書作成会場での感染症対策にご協力ください》

- ① ご来署される際は、マスクの着用をお願いします。  
(着用がない場合は、入場をお断りする場合があります。)
- ② 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、  
入場をお断りしています。
- ③ 会場には、原則、申告される方おひとりでお越しください。

国税庁  
LINE公式アカウント



# 自宅でできる「国税の手続」

## 申告

イータックス  
e-Tax

インターネットで税の申告・届出・申請などをするには



スマホ申告

スマートフォンで申告書を作成するには  
(所得税の医療費・寄付金(ふるさと納税)控除など)



ID・パスワード  
方 式

スマホ申告をするための準備は



## 相談

国税庁  
ホームページ

税に関するあらゆる情報は



タックス  
アンサー

税についての質問は



チャット  
ボット(※)

税についての質問は AI(人工知能)が回答します



税務署に行かなくてもできますよ♪

## 納付

振替納税

「振替依頼書」を提出し、口座引落しで納付するには



ダイレクト  
納 付

e-Taxで申告書を提出後、「即時」又は「指定した期日」に口座引落しで納付するには



インターネット  
バンキング

インターネットバンキングやATMで納付するには



クレジットカード  
納 付

クレジットカードで納付するには



※ チャットボットについては、令和3年1月12日から確定申告に関する相談に対応しています。





# ご存じですか？ 「国外財産調書」

居住者(非永住者の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。



- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
- ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています(※)。  
※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。



国外財産調書は、e-Taxでも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁 国外財産

検索

クリック!

# 「国外財産調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

平成24年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」(注1)の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産(注2)を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(注)1 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とされています。ここでいう「国外にある」とはどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

(例)・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

### ◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

### ◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所(又は居所)・マイナンバー(個人番号)に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています(国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります。)

(注)1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』(www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)をご覧ください。

### ◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない(国外財産の価額を除く。)こととされています。



～税務署からのお知らせ～

# 「財産債務調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成28年1月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注）1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

### ◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（[www.ntago.jp](http://www.ntago.jp)）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

### ◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（[www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)）をご覧ください。

### ◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

（注）その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



# 登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から  
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。  
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書  
(インボイス)を交付することができます。



## 制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の  
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

## インボイスってナニ？

電子データ  
(電子インボイス)  
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書 (現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,600円	
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引の内容 (軽減対象税率の対象品目である旨)
  - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
  - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△ (T 1234...)
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,600円	
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号 (課税事業者のみ登録可)
  - ② 適用税率
  - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

## 「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手 (課税事業者) から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません (また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手 (売手) である登録事業者から交付を受けたインボイス (※) の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項 (インボイスに記載が必要な事項) が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



## e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

## インボイス制度導入に当たっての事前準備について

### 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

### インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

#### ➤ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

#### ➤ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

**早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！**

# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

## 「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!!

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

### 申請者にとって…

➤ **登録通知が早く受け取れる!**

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ **紛失リスクがない!**

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➤ **取引先への連絡が便利!**

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

### 関与税理士にとって…

➤ **税理士にもお知らせが届く!**

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



### 取引先にとって…

➤ **書面保存が不要!**

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ **真正性の確認が可能!**

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト(WEB版)を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

## 「データ」で受け取っても大丈夫！！

**登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの？**

⇒ 登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします！

※ 事前にメールアドレスの登録が必要です。

**印刷できないの？**

⇒ 書面通知と同様の形式での印刷が可能です。



登録通知をデータでもらっても安心だね！！

**個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは？**

⇒ 個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます！

※ マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。

# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

## データで受け取るには登録申請時にチェックが必要です！！

登録申請書をe-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）で作成する際に登録通知についてデータで受け取ることを選択していただく必要があります。

### e-Taxソフトの場合

〈入力画面イメージ（案）〉 【直接入力】

〈申請書全体図〉

#### 〈表示箇所〉

「税理士署名押印」欄と「税務署整理」欄の間に表示されます。

#### 〈表示文言等〉

「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します 」と表示されるので、**チェック（）**を入れてください。

税理士署名押印 （電話番号）

本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します

※ 税務署整理	整理番号	部門番号	申請年月日	年月日	通信日付印	印
入力処理	年月日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・通知受取票 その他	
登録番号						

記載要領についてはヘルプを参照してください。

### e-Taxソフト（WEB版、SP版※）の場合

〈入力画面イメージ（案）〉 【問答形式】

申請者の作成

税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。  
税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。

希望する  希望しない

#### 〈表示箇所〉

各項目を入力していくとe-Tax（電子通知）により受領することについて確認する画面が表示されます。

#### 〈表示文言等〉

「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。  
税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」と表示されるので、「**希望する**」を選択してください。

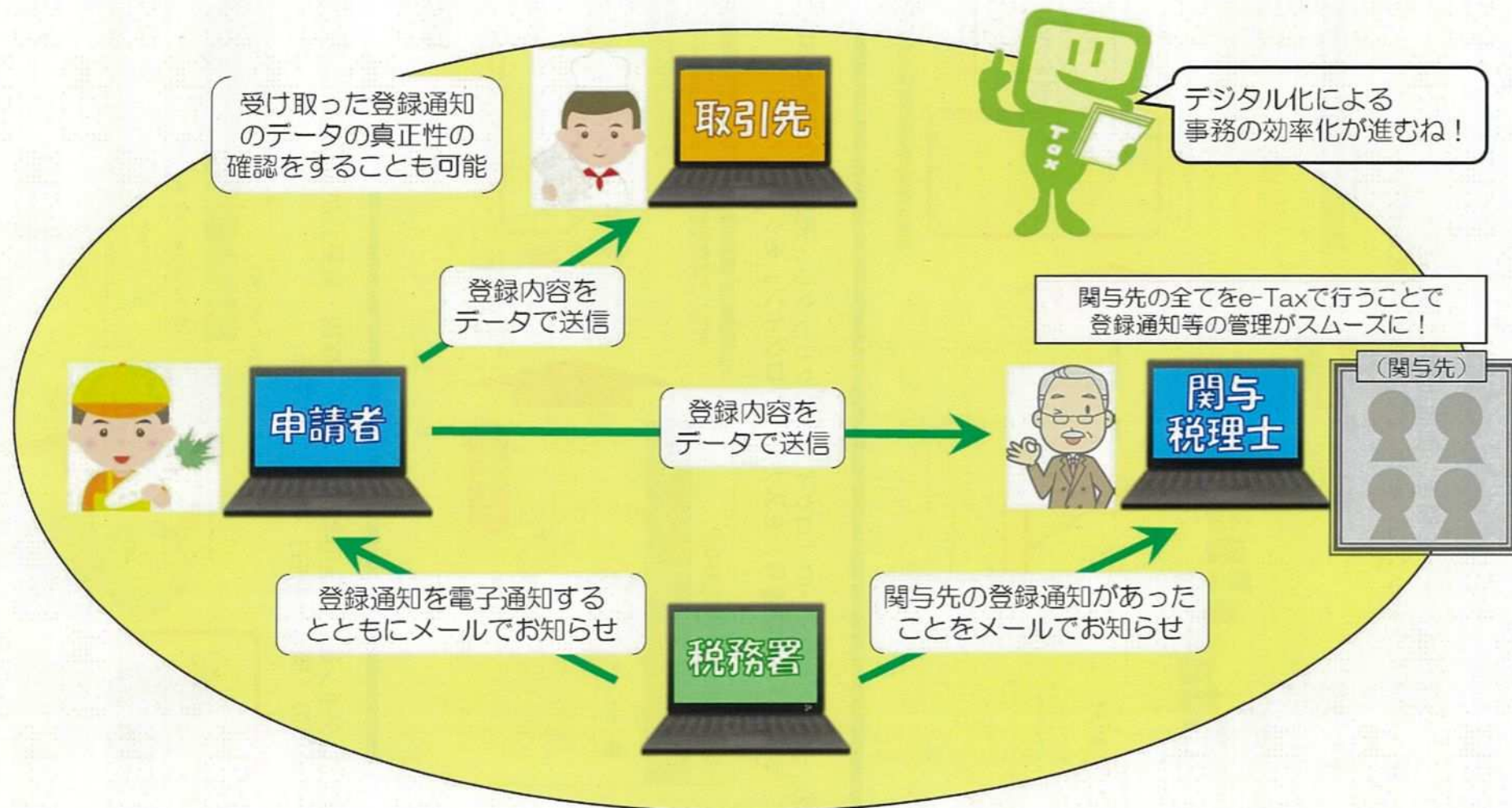
※ e-Taxソフト（WEB版）は税理士の代理送信に対応しますが、e-Taxソフト（SP版）は個人事業者向けに開発しておりますので、税理士の代理送信には対応していません。



# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

## 「データ」で受け取るとみんなペーパーレス!!!

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます!

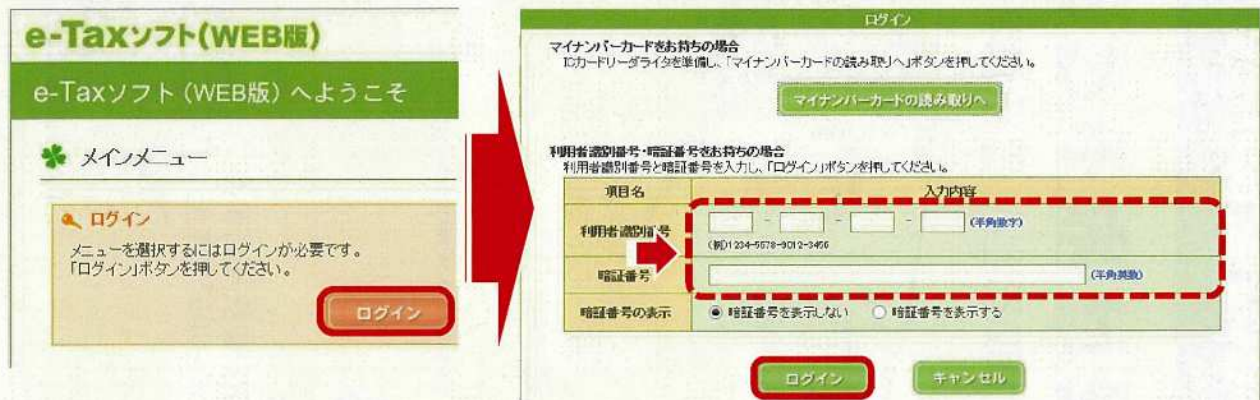


# メールアドレス・宛名の登録方法(e-Taxソフト(WEB版))

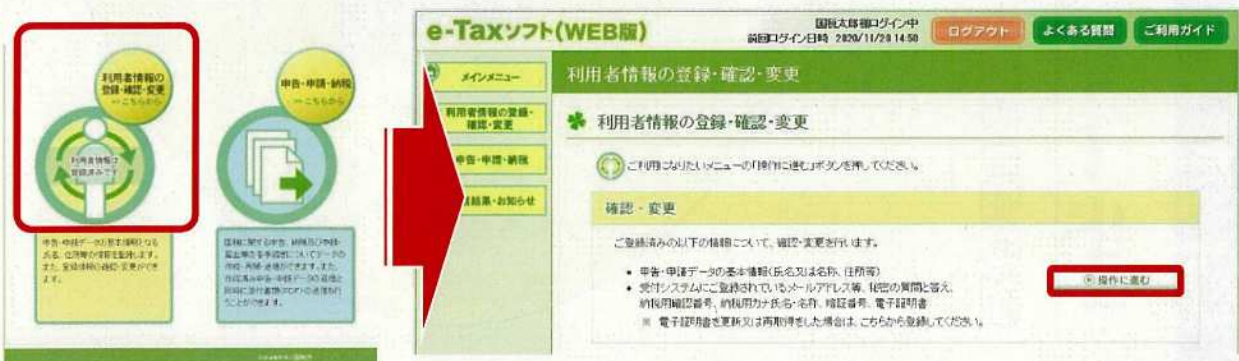
- ① e-Taxホームページを開き、画面上部の「各ソフト・コーナー」→「e-Taxソフト(WEB版)」の順にクリックし、e-Taxソフト(WEB版)を起動する。



- ② メインメニューの「ログイン」をクリックし、遷移後の画面において「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックする。



- ③ ログイン後、「利用者情報の登録・確認・変更」が活性化するのでクリックし、遷移後の画面の「操作に進む」をクリックする。



# メールアドレス・宛名の登録方法(e-Taxソフト(WEB版))

- ④ 「利用者情報の登録・確認変更」画面の中段にある「メールアドレス等」の「変更」をクリックする。

The screenshot shows the 'メールアドレス等' (Email addresses) section of the e-Tax software. It contains a table with the following columns: '項目名' (Item name) and '登録内容' (Registration content). The rows are: 'メインメールアドレス' (Main email address), 'サブメールアドレス1' (Sub-email address 1), 'サブメールアドレス2' (Sub-email address 2), and '宛名' (Name). A red box highlights the '変更' (Change) button located to the right of the 'サブメールアドレス1' row.

- ⑤ 「メールアドレス」及び「宛名」を入力し、「変更終了」をクリックする。

## 〈登録例〉

メインメールアドレス…shinseisya@nta.go.jp (←申請者本人のメールアドレス)  
 サブメールアドレス1…kanyo\_zeirishi@nta.go.jp (←関与税理士のメールアドレス)  
 サブメールアドレス2…登録しない  
 お知らせメールへ表示する宛名…国税 太郎 (←申請者本人の氏名)

The screenshot shows the 'メールアドレス等の変更' (Change email addresses) form. It contains a table with the following columns: '項目名' (Item name) and '登録内容' (Registration content). The rows are: 'メインメールアドレス', 'サブメールアドレス1', 'サブメールアドレス2', and 'お知らせメールへ表示する宛名'. The input fields are filled with: 'shinseisya@nta.go.jp', 'kanyo\_zeirishi@nta.go.jp', and '国税 太郎'. A red dashed box highlights the input fields for 'shinseisya@nta.go.jp' and 'kanyo\_zeirishi@nta.go.jp'. A red box highlights the '宛名の表示を希望する' (I want to display the name) checkbox, which is checked. A red arrow points from the checkbox to the right, towards the explanatory text.

「宛名の表示を希望する」に☑を入れると宛名部分が活性化する。

# メールアドレス・宛名の登録方法(e-Taxソフト(WEB版))

- ⑥ 「メールアドレス等の登録・更新結果」画面が表示されるため、「OK」をクリックする。その場合、「宛名」の登録内容は、「登録中」と表示される。

(注) ⑦、⑧の作業が完了しないと、この「登録中」の状態は更新されないことに注意する。

メールアドレス等の登録・更新結果

メールアドレスの登録が完了しました。  
登録したメールアドレスにお知らせメールを送信しましたので、確認してください。  
お知らせメールに表示する宛名は現在登録中です。  
メインメールアドレスに送信した案内メールの確認を行ってください。  
※メールの確認が終わるまで、お知らせメールに宛名は表示されません。  
案内メール確認期限: 令和2年12月5日 17:02  
※メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが誤っている可能性がありますので、確認をお願いします。

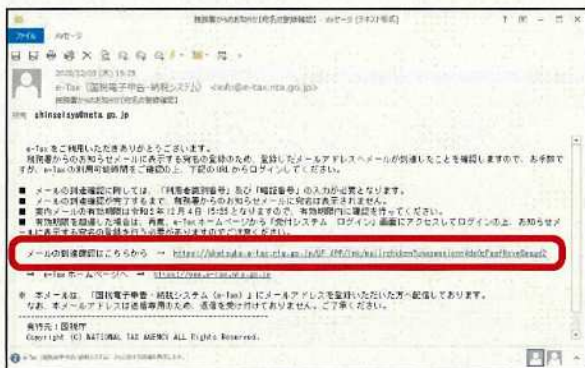
OK

➔

メールアドレス等	
項目名	登録内容
メインメールアドレス	shinseisy@nta.go.jp
サブメールアドレス1	karyo_zeirish@nta.go.jp
サブメールアドレス2	
宛名	登録中

- ⑦ 登録したメインメールアドレスに「税務署からのお知らせ【宛名の登録確認】」というタイトルのメールが送信されるため、「メールの到達確認はこちらから」に記載があるURLをクリックする。

(注) 表示される画面は、利用中のメールソフトにより異なる場合がある。



- ⑧ 「受付システム メール到達確認」画面に遷移するので「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、「確認」をクリックすると「宛名登録完了」と表示される。

これで、宛名の登録は完了となる。

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

メールがご本人に到達していることを確認するため、e-Taxの利用者識別番号および暗証番号を入力し、「確認」ボタンを押してください。

**受付システム メール到達確認**

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

確認
クリア

➔

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

**受付システム**

宛名登録完了

宛名の登録が完了しました。

# メールアドレス・宛名の登録方法(e-Taxソフト(WEB版))

(参考1) 登録完了後のe-Taxソフト(WEB版)の表示イメージ

⑧までの作業まで完了すると、「登録中」と表示されていた「宛名」が正しく表示される。

メールアドレス等	
項目名	登録内容
メインメールアドレス	shiseisy@nta.go.jp
サブメールアドレス1	kanyo_zeirishi@nta.go.jp
サブメールアドレス2	
宛名	国税 太郎

(参考2) 登録通知書がメッセージボックスに格納された場合に登録したメールアドレスに送信される内容

**【件名】**

「税務署からのお知らせ(国税 太郎様)【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】」

**【メール文章】**

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。  
ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。  
詳細については、e-Taxへログインしていただき、「通知書等一覧」メニューよりご確認ください。

e-Taxの利用可能時間内に、以下の手順で確認することができます。

■ パソコンから確認する場合

● 受付システムをご利用の場合

- 1 「受付システム ログイン」画面からログインします。
- 2 「通知書等一覧」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。  
⇒ 受付システムへ ⇒ [https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF\\_APP/lnk/loginCtlKakutei](https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei)

● e-Taxソフト(WEB版)をご利用の場合

- 1 「e-Taxソフト(WEB版)メインメニュー」画面からログインします。
- 2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
- 3 「通知書等一覧」から該当の通知を選択すると、内容が表示されます。  
⇒ e-Taxソフト(WEB版)へ ⇒ [https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF\\_WEB/WP000/FCSE00001/SE00S010SCR.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SE00S010SCR.do)

■ スマートフォン等から確認する場合

- 1 「e-Taxソフト(SP版) ログイン」画面からログインします。
- 2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
- 3 「通知書等一覧」から該当の通知を選択すると、内容が表示されます。  
⇒ e-Taxソフト(SP版)へ ⇒ [https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF\\_WEB/WP000/FCSE00001/SESP0010SCRSP.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SESP0010SCRSP.do)

・ e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。  
⇒ [https://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

※ 本メールは、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。  
なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

# e-Taxソフト(WEB版)以外での登録方法

「e-Taxソフト(WEB版)」のほか、「e-Taxソフト」、「e-Taxソフト(SP版)」及び「受付システム」からもメールアドレス・宛名の登録を行うことが可能。

(ログイン ⇒ メールアドレス・宛名の登録 ⇒ 登録確認 ⇒ 完了 という流れはいずれの場合も同様。)

## 【e-Taxソフト(パソコンを利用)の場合】

パソコンで「e-Taxソフト」を起動し、メインメニューの「利用者情報登録」⇒「メールアドレス等登録・変更」を選択しログイン後、登録。

## 【e-Taxソフト(SP版)(スマホを利用)の場合】

スマホでe-Taxホームページ開き、画面上部の「ログイン」から「e-Taxソフト(SP版)」にログインし、「利用者情報」⇒「メールアドレス等」を選択後、登録。

# e-Taxソフト(WEB版)以外での登録方法

## 【受付システム (パソコンを利用) の場合】

パソコンでe-Taxホームページ開き、画面上部の「ログイン」から「受付システム」にログインし、「メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録」を選択後、登録。



国税電子申告・納税システム (e-Tax)

ログインすることによって、メッセージボックスや還付金の処理状況などが確認できます。

### 受付システム ログイン

**マイナンバーカードをお持ちの場合**  
ICカードリーダーディスプレイを準備し、「マイナンバーカードを読み取りへ」ボタンを押してください。  
[マイナンバーカードの読み取りへ](#)

**利用者識別番号・暗証番号をお持ちの場合**  
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。  
 税務署専用番号と暗証番号とは

利用者識別番号: 1234 5678 9012 3456  
暗証番号: ●●●●●●●●

### メインメニュー

- メッセージボックス一覧**  
e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等を確認できます。
- 還付金処理状況**  
e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行ってから、2週間程度経過した日からです。
- 振替納税結果**  
振替納税を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、振替納税の結果を確認できます。
- 通知書一覧**  
e-Taxによる通知書の発行を希望された方は、こちらから通知書等を確認することができます。

### 各種登録・変更

- ① 暗証番号の変更**  
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- ② メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録**  
メッセージボックスに通知が送信された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- ③ 控除の届出と控除の登録・変更**  
控除の届出と控除は、暗証番号を再発行する際の本人確認として使われます。
- ④ 委任関係の登録**  
税理士による申告のお知らせ等の閲覧を許可するために、委任関係の登録を行うことができます。
- ⑤ 納税滞り確認番号、納税能力氏名・名称の登録・変更**  
納税滞り確認番号は、納税手続を行う際の暗証番号等として使われます。
- ⑥ メッセージボックスのフォルダ作成・変更**  
メッセージボックスのフォルダの作成やフォルダ情報の変更ができます。
- ⑦ 委任関係の確認・解除**  
登録済みの税理士の確認、委任関係の解除を行うことができます。

### メールアドレスの登録等・お知らせメールの宛名登録

**メールアドレスの登録・変更・削除**

⚠ メールアドレスはお間違いないよう入力してください。

メールアドレスを登録することで、「税務署からのお知らせ」メールを受信することができます。メインメールアドレス以外にも受信を希望される方は、サブメールアドレスをご登録ください。

- 登録する場合は、メールアドレスを入力してください。
- 変更する場合は、新たに登録するメールアドレスを入力してください。
- 削除する場合は、メールアドレス入力欄を空欄にしてください。

入力が入りましたら、「登録・変更」ボタンを押してください。

メインメールアドレス	shiseiya@nta.go.jp	<input type="button" value="クリア"/>
	確認のため、もう一度入力してください。	
	shiseiya@nta.go.jp	<input type="button" value="クリア"/>
サブメールアドレス1	kanyo_zeirishi@nta.go.jp	<input type="button" value="クリア"/>
	確認のため、もう一度入力してください。	
	kanyo_zeirishi@nta.go.jp	<input type="button" value="クリア"/>
サブメールアドレス2		<input type="button" value="クリア"/>
	確認のため、もう一度入力してください。	
		<input type="button" value="クリア"/>

**お知らせメールの宛名登録**

「お知らせメールへ表示する宛名」には、e-Taxから送信されるお知らせメールの件名及び本文に表示したい宛名を任意に設定していただくことが可能です。

宛名の登録を行う場合は、入力されたメインメールアドレスに確認のための案内メールを送信します。案内メールに記載されたURLよりアクセスし、利用者識別番号と暗証番号にて認証を行うことで、宛名の登録が完了します。

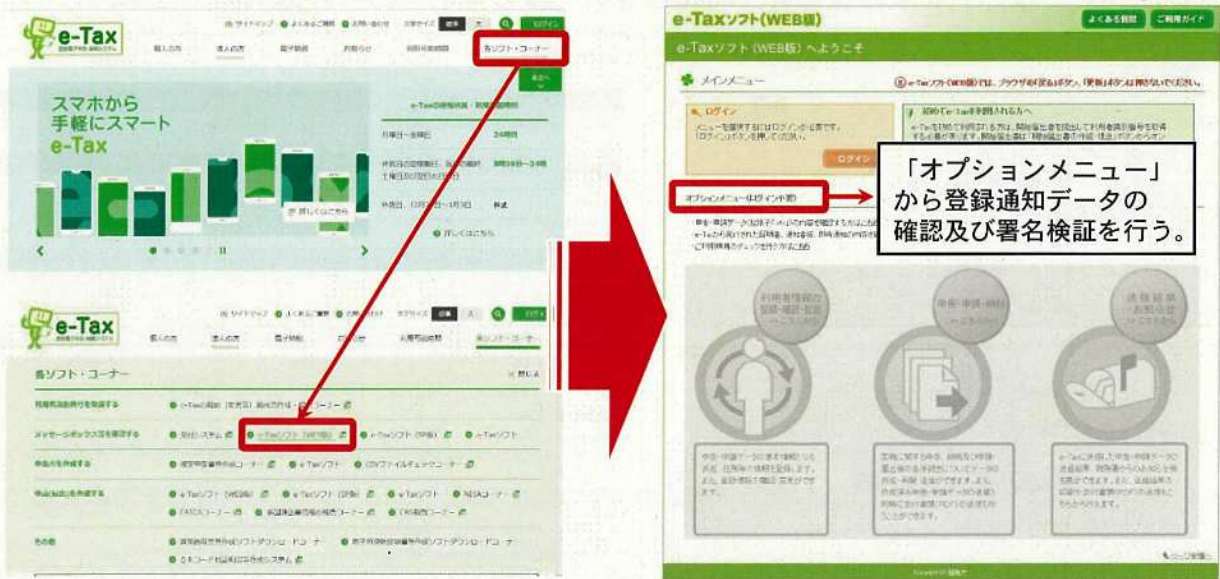
※宛名の登録が完了するまでは、お知らせメールに宛名は表示されませんので、ご注意ください。

登録する

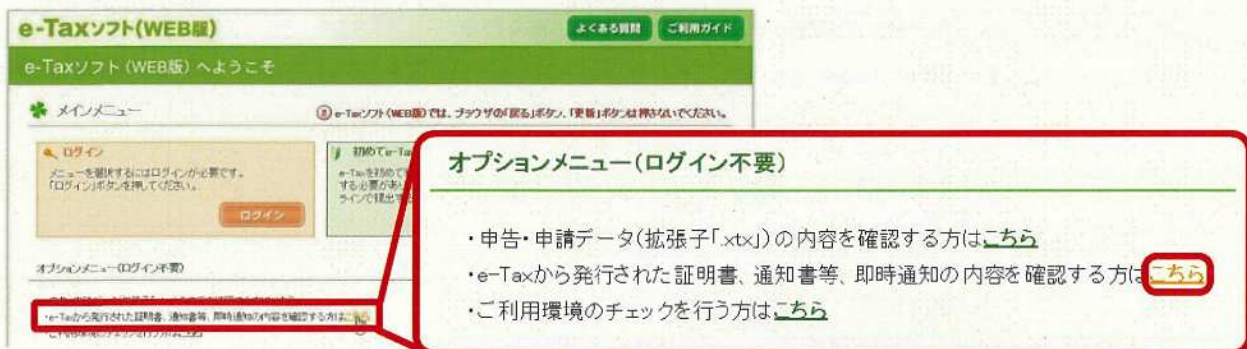
宛名: (全角30文字以内)

# 受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

- ① e-Taxホームページを開き、画面上部の「各ソフト・コーナー」→「e-Taxソフト (WEB版)」の順にクリックし、e-Taxソフト (WEB版) を起動する。



- ② オプションメニューの「e-Taxから発行された証明書、通知書等、即時通知の内容を確認する方はこちら」の「こちら」をクリックする。



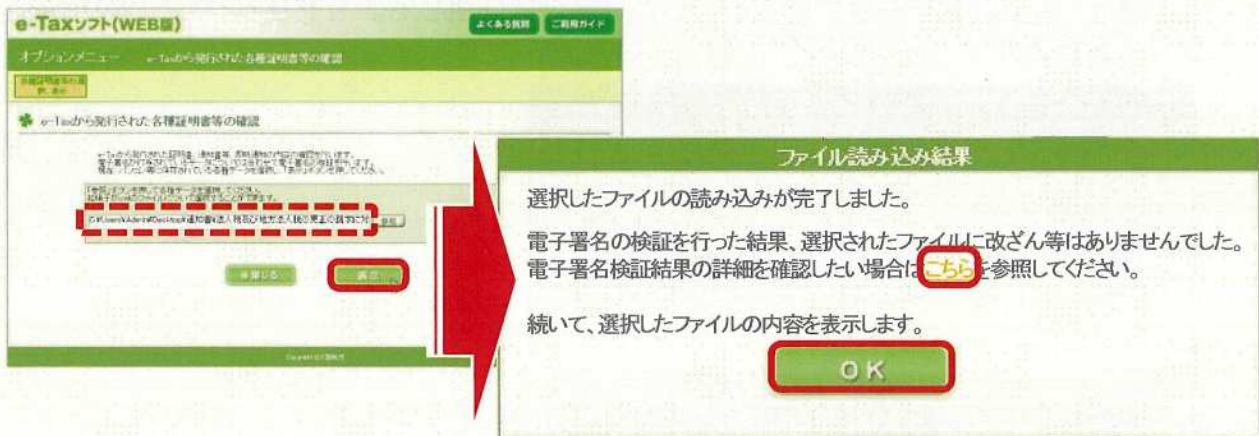
- ③ 「e-Taxから発行された各種証明書等の確認」画面の「参照」をクリックし、取引先等からメールで送信された登録通知データを選択し、「開く」をクリックする。





# 受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

- ④ 選択したデータが表示された後に「表示」をクリックすると、「ファイル読み込み結果」画面に遷移する。



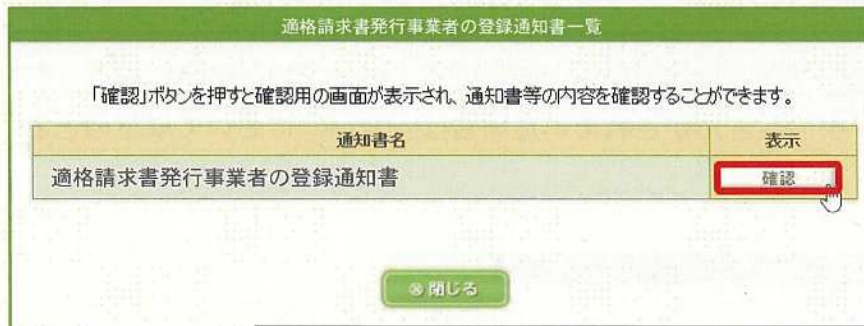
登録通知データを確認したい場合（「OK」をクリックした場合）

⇒ ⑤へ

検証結果の詳細を確認したい場合（「こちら」をクリックした場合）

⇒ ⑥へ

- ⑤ 「確認」をクリックすると、登録通知データの確認が可能となる。  
引き続き、真正性の確認を行いたい場合は「閉じる」をクリックし、④の画面に戻り、真正性の確認を行う。



## 〈表示イメージ〉

※ 実際の表示とは異なる場合があります。

納税地	XX県XX市〇〇
氏名又は名称	株式会社国税商事
代表者名	国税 太郎

■ ■ 第 1 号

▲▲税務署  
税務署長  
財務事務官 財務 太郎

適格請求書発行事業者の登録通知書

# 受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

⑥ 「電子署名の検証結果詳細」画面が表示されるため、真正性の確認の確認を行うことが可能。

引き続き、登録通知データの確認を行いたい場合は「閉じる」をクリックし、④の画面に戻り、登録通知データの確認を行う。

電子署名の検証結果詳細

✦ 電子署名の検証結果

電子署名の検証結果は以下の通りです。

検証日時	2022年03月25日 18時 05分 25秒
検証ファイル	選付請求書発行事業者の登録通知書

1件の電子署名を検証しました。

改ざんの有無	<input type="radio"/> このデータは改ざんのないものであることが確認されました。
証明書の有効期間	<input type="radio"/> 検証した証明書は有効期限内です。
パス検証	<input type="radio"/> パス検証は正常に完了しました。

電子証明書  
シリアル番号

発行先	OU=Test
発行先別名	CN= ▲▲ 税務署長 OU= ▲▲ 税務署 OU=テスト省
発行元	OU=TestOfficialStatusCA
発行元別名	OU=テスト官廳認証局
有効期間	2019/06/26 ~ 2024/06/25
証明書ポリシー	https://www.gpkiso.jp/occa/cpcps/index.html

✖ 閉じる

○ このデータは改ざんのないものであることが確認されました。

(参考) 登録通知データが改ざんされていた場合の表示  
仮に登録通知のデータの改ざんがされていた場合は④及び⑥において以下のとおり表示される。

④における表示

ファイル読み込み結果

選択したファイルの読み込みが完了しました。

電子署名の検証を行った結果、選択されたファイルは問題が見つかりました。  
電子署名検証結果の詳細を確認したい場合は[こちら](#)を参照してください。

続いて、選択したファイルの内容を表示します。

OK

⑥における表示

改ざんの有無	<input checked="" type="radio"/> このデータは改ざんされています。(-2147483647)
証明書の有効期間	<input type="radio"/> 検証した証明書は有効期限内です。
パス検証	<input type="radio"/> パス検証は正常に完了しました。

× このデータは改ざんされています。(-2147483647)

(注) ⑤におけるイメージ表示は改ざんの内容によって表示できる場合とできない場合がある。



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [消費税](#)

/ No.6902 「総額表示」の義務付け

## No.6902 「総額表示」の義務付け

[令和2年4月1日現在法令等]

### 1 「総額表示」の意義

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます。)を含めた価格を表示することをいいます。

### 2 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

### 3 具体的な表示例

例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載していません。）。

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

[ポイント]

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

### 4 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わ

ず、総額表示が義務付けられます。

なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

## 5 価格表示を行っていない場合

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

## 6 総額表示義務の特例

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法・平成25年10月1日施行)第10条で、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間(注)、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

これにより、総額表示義務の対象となる表示であっても、誤認防止措置を講じていれば、税抜価格のみの表示などを行うことができます。

なお、総額表示を要しないこととされている場合(税込価格を表示しない場合)であっても、総額表示に対応することが可能である事業者には、消費者の利便性に配慮する観点から、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに、総額表示に対応するよう努めていただくこととなります。また、消費税の総額表示義務は、「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためのものであり、例えば、適切に表示された税込価格と併せて、税抜価格を表示するという対応も可能です。

(注) 平成28年11月の税制改正により、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長されました。

### 誤認防止措置の具体例

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

#### 例1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示す

例えば、個々の商品の値札に税抜価格のみ記載して、その価格が税抜価格であることが明瞭に分かるよう(税込価格と誤認されないよう)に、次のような表示を行う。

る。

#### 例2

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

このほかにも、誤認防止措置の具体例を、国税庁ホームページの「[消費税法改正のお知らせ\(社会保障と税の一体改革関係\)](#)」に「[総額表示義務の特例措置に関する事例集\(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例\)](#)」に掲載していますので、そちらをご参照ください。

(消法63、平15改正法附則1、平16. 2課消1-8、平26. 3課消1-5外)